

策定日：令和2（2020）年8月22日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和2年9月1日から令和5年8月31日までの3年間

2 内容

目標1 出産立会休暇の有給休暇化

〈対策〉

- ① 令和2年9月～ 対象となる男性職員の状況を調査する。
- ② 令和3年4月～ 出産立会休暇の有給休暇化。
- ③ 令和4年4月～ 有給休暇後の運用状況を調査し、期間内の有給休暇取得人数の目標を2人以上とする。

目標2 男性の育児休業取得の向上

〈対策〉

- ① 令和2年9月～ 対象となる男性職員の状況を調査する。
- ② 令和3年4月～ 対象者に対して積極的な働きかけを行う。
- ③ 令和4年4月～ 男性育児休業取得者の利用拡大を図り、計画期間内の取得人数の目標を2人以上とする。

目標3 ノー残業ダイの導入

〈対策〉

- ① 令和2年9月～ 法人内各事業拠点における取り組み状況の確認。
- ② 令和3年4月～ 法人内各事業拠点の課題の整理・検討。
- ③ 令和4年9月～ 法人内各事業拠点の実情に合わせてノー残業ダイの実施。